

第13回上総いちほら国府祭り 「いちほら国府市」出店規約

1 趣旨

本規約は、第13回上総いちほら国府祭り（以下「祭り」）における、いちほら国府市（以下「国府市」）の出店に関する事項を定めるものである。出店希望者は、出店申込をするにあたっては、本規約の内容を熟知した上で行うこと。また、出店希望者は出店申込フォーム及び誓約書の提出をもって、規約を遵守することに同意したものとす。

2 概要

(1) 日時 令和8年10月3日(土)・4日(日)

※荒天等により、中止又は規模を縮小する場合がある。

(2) 会場 上総更級公園（市原市更級5-1-1）

(3) 出店場所、出店料金及び出店時間

区分	出店場所	出店料金	出店時間
ア 調理を行う店舗	イベント広場	30,000円	正午から午後8時まで
イ 調理を伴わない飲食物を販売する店舗			
ウ ア、イ以外の店舗	芝生広場	20,000円	正午から <u>午後5時</u> まで

※上記に示す出店時間内の撤去・退店は禁止とし、終了時刻までPR活動等を必ず続けること

※イの区分に該当する店舗はイベント広場・芝生広場どちらでも出店可能

3 出店資格

下記の審査項目を全て満たし、出店登録が完了した者に限る。

- (1) 上総いちほら国府祭り実行委員会国府市部会（以下「部会」）構成団体（市原市、市原商工会議所及び市原市農業協同組合）に所属している、または構成団体から推薦を受けていること。
- (2) 市原市内に店舗または事業所を有していること。なお、キッチンカーで業務を営み、出店する個人事業主は市原市内に住民登録があること。
- (3) 祭り開催日令和8年10月3日（土）及び10月4日（日）（以下「開催日」）両日ともに、出店すること。（1日のみの出店は認めない。）
- (4) 開催場所で食品を調理し販売する者は、自動車における営業許可または屋台、露店での営業許可（施設所在地が県内一円となっているもの）を、千葉県内の保健所から受けていること。当日は該当営業許可証の写しを出店区域内に掲示すること。
- (5) 許可施設で製造した包装品を販売する者は、そうざい製造業、菓子製造業等の製造所の営業許可を、施設所在地を管轄する保健所から受けていること。当日は当該営業

許可証の写しを出店区域内に掲示すること。なお、包装品には適切な食品表示を貼付すること。

- (6) 祭りの趣旨を十分理解のうえ、上総いちほら国府祭り実行委員会（以下「実行委員会」）の示す規約や注意事項を遵守し、国府市の運営に積極的に協力すること。
- (7) 次に掲げる祭りの PR に協力すること。
 - ア 祭りのポスターの掲示
 - イ 実行委員会が撮影した、店舗、スタッフ、商品及びその他の写真並びに動画を祭り PR で使用することに承諾すること。
- (8) 重複して複数の団体に出店申し込みを行っていないこと。なお、申し込み後において重複して申し込みをしていることが判明した場合、その時点で出店資格を失う。
- (9) 暴力団員及び暴力団関係者と一切の関係がないこと。

4 出店申込

出店希望者は令和8年7月1日（水）午後5時までに下記 URL から申し込むこと。なお、複数の団体に所属している者は、いずれかの団体で申し込むこととし、重複しての申し込みは認めない。

実行委員会は提出された書類を、部会構成団体に報告する。部会構成団体は出店資格の確認及び抽選する事業者の決定をし、7月7日（火）までに実行委員会に報告する。

<https://logofom.jp/form/bqJz/1567731>

5 出店可否の決定

実行委員会は提出された書類を審査し、出店可否を決定する。

出店の可否については、令和8年7月15日（水）までに通知文を発送する。

6 出店料

- (1) 出店は1店舗1区画とし、出店料は上記2(3)に示す料金とする。
- (2) 出店料は出店者説明会当日の説明会終了後に実行委員会へ支払うこと。ただし、説明会に欠席した場合は、令和8年8月12日（水）午後5時までに実行委員会へ支払う。
期日までに支払いの確認ができない場合は、辞退したものとする。

7 出店登録の完了

出店料の支払いをもって、出店登録完了とする。なお、出店登録完了後に辞退する場合、出店料の返金を行わない。

8 出店者説明会

令和8年7月28日（火）午後2時から子ども未来館3階多目的ホールにて開催する。

※説明会の詳細については、決定通知で示す。

9 出店位置の決定

出店数は、国府市及びその他出店を含め実行委員会で決定する。

出店位置は、出店者説明会後同会場で行う抽選会において決定する。

なお、やむを得ず出店者説明会を欠席した場合は他出店者の出店位置を考慮して実行委員会が出店位置を決定する。

10 出店スケジュール

(1) 商品の搬入

ア 商品の搬入は開催日両日ともに午前8時30分から午前10時30分までとし、午前10時45分までに公園敷地から搬入車両を退出させる。

イ 公園敷地内を走行する際は、ハザードランプを点灯し、最徐行すること。

ウ 上総大路に駐車しての搬入搬出行為は禁止する。

(2) 通行規制

ア 開催日両日ともに午前11時から午後9時まで上総大路は全面通行止めとする。

イ 通行止めの時間が状況により変更となった場合は、実行委員会の指示に従うこと。

ウ 通行規制中は会場内への車両の出入りは禁止する。

(3) 出店時間

ア 出店時間は、開催日両日ともに上記2(3)に示す時刻までとする（通行が規制される午前11時以降は、出店の準備が完了した時点から販売可能とする。）。

イ 出店時間内の途中退店は認めない（なお、荒天時や突発的な事故などによる開催中止や規模縮小など、実行委員会の判断が出された場合はこの限りではない。）。

ウ 出店時間内に商品を搬入する場合は、実行委員会に申し出て、実行委員会の指示に従い所定の場所で行うこと。

(4) 撤去・退出

ア 開催日両日ともに上記2(3)に示す時刻で販売は中止し、窓口の照明を消灯すること。ただし、撤去に必要な照明については点灯可能とする。

イ 午後9時以降、車両を公園内に入れ、撤去・退出すること。

11 各出店場所における注意事項

(1) イベント広場

ア キッチンカー（飲食店営業（自動車における営業））について

キッチンカーにおける県内一円の営業許可に基づいて出店する場合は、許可条件の範囲内での営業とする。

イ 出店ブース（飲食店営業（屋台、露店での営業））について

出店ブースでの出店における調理食品は1品目に限る。

ただし、出店ブース内を取得済みの屋台・露店での営業許可施設数に応じて明確に内部を区分することで、営業許可施設数と同数の調理食品を取り扱うことができる。その場合は、適切に衛生管理を行うこと。

※衛生管理については、別添の千葉県作成の「出店者のみなさまへ」を施設ごとに遵守すること

- (2) 芝生広場
調理等及び火気（発電機を含む）の使用を禁止とする。

12 出店者駐車場

- (1) 出店者の駐車場は、市原市立五井小学校の校庭とし、実行委員会の発行する駐車証を車両の視認できる位置（ダッシュボードなど）に掲示すること。
- (2) 駐車証の発行は1店舗につき1枚とする。
- (3) 駐車場は小学校であることから、児童などの安全が最優先されることを十分に認識し、駐車すること。
- (4) 駐車場内での事故・トラブルなどに関して、実行委員会は一切の責を負わない。
- (5) 駐車場内での事故・トラブルなどが発生した際は、必ず実行委員会に報告すること。
- (6) 公園内及び近隣商業施設などに駐車することは禁止する。

13 会場内の美化・安全の義務

本会場は公園区域内のため、市民が快適に利用できるよう次の事項を厳守し、場内美化・安全に努めること。

(1) 共通

- ア 設営、撤去など、出店により発生したゴミ類はすべて持ち帰ること。
- イ 会場施設を汚さぬよう、十分に注意すること。
- ウ 出店時間終了後、出店テント内や会場・共有スペースの清掃に協力すること。
- エ 強風対策等のため、初日撤収時にテントの三方幕を上げ、2日目設営時に再度テントの三方幕を下ろすこと。

(2) 飲食物を取り扱う店舗

- ア 出店ブース内の養生を行うこと。また、洗浄・消毒などを行い衛生面には十分留意するとともに、実行委員会や保健所などの指導に従うこと。
- イ 出店ブース内及び周辺に油・飲料などの床汚れが生じないように、販売・調理場の床面に防災シートを必ず設置すること。また、販売商品はトレーなどに入れて販売するなど、来場者が飲食する際に会場施設を汚さないよう販売方法に配慮すること。
- ウ 調理などで生じた汁類の排水処理及び調理器具などの洗浄は、会場内においては行わないこと。
- エ 開催時間内に発電機などへの給油行為が生じないように配慮をすること。また、やむを得ず、給油する場合には、実行委員会へ申し出の上、実行委員会の指定する場所において、担当者の立会いのもと適正な方法により給油を行うこと。
- オ キッチンカーで出店をする際は地面を傷めないため、タイヤの下に40cm×40cm以上のコンパネ等を敷くこと。（ゴム製のものは不可）

14 原状回復の義務

出店者は、出店者自身による原状回復を行うこと。

万が一、エリア内を汚したり、実行委員会の準備物や公園施設などを破損したりした場合は、故意か否かに関わらず以下の対応とする。

- (1) 撤去後、出店スペース内及び周辺の汚れなどを十分に確認し、汚れがある場合には出店者が責任をもって清掃を行うこと。
- (2) 実行委員会が汚損・破損などを確認し、立会い及び清掃を求めた場合、出店者はこれに応じること。なお、該当する出店者へは令和8年10月5日(月)10時までに、実行委員会から連絡する。
- (3) 原状回復を行うことにより生じた費用は出店者の負担とする。

15 会場内の行為の制限

(1) 共通

ア 出店者は、以下の行為を含め通路や自社出店ブース以外での営業行為を行わないこと。

- (ア) 自社出店スペース外へのイス、机、装飾物、販売物などの設置。
- (イ) 歩道など道路施設への物品などの仮置きやテーブルなどの設置。
- (ウ) 自社出店スペース外でのチラシの配布、個別の営業行為。

イ 搬入車両による芝生の通行はしないこと。

ウ 指定場所以外での喫煙はしないこと。

(2) 飲食物を取り扱う店舗

出店者は、防火、安全及び衛生に係る法令を厳守すること。

ア 火気(発電機を含む。)を取扱う出店者は、必ず設計標準使用期限内の消火器を店舗に備え付けること。

イ 開催場所で調理をする出店者は、保健所の自動車における食品営業許可証または屋台、露店での食品営業許可証を店舗に備え付け、その写しを出店区域内に必ず掲示すること。

ウ 出店申込フォームに記載のない飲食物等の販売は絶対に行わないこと。

エ 発電機については、例外的に歩道に設置することを許可するが、可能な限り出店ブースに近づけることとし、通行の支障とならないよう配慮するとともに、実行委員会の指示に従うこと。

16 会場管理と免責

(1) 共通

ア 出店に際して生じたトラブルは、出店者が一切の責任を負うこと。なお、不慮の事態の場合は実行委員会と協議の上、対応すること。

イ 出店時間内に限らず、各ブース内の商品、備品類などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、天災その他不可抗力により生じた損害及び盗難・紛失などに対して、実行委員会は補償しないものとする。

ウ 備品類でやむを得ず残し置く場合には、各自の責任において安全措置を講じること。

(2) 飲食物を扱う店舗

ア 食品の調理・販売をする者は、食品の取扱いについて食品衛生法及び関連法令の規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者自身が自主責

任として食中毒や感染症、事故、苦情などが生じないよう十分注意すること。万一、事故などが発生した場合は速やかに実行委員会に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。

イ 火気備品類（消火器・コンロ・予備燃料、発電機など）、食料品、調味料（油・タレ）などは会場の保安管理上、初日の退店時に持ち帰ること。

17 イベントの中止・中断

地震などの天災その他不可抗力により国府市の開催が不可能となった場合、また規模を縮小せざるを得なくなった場合、実行委員会は損害賠償や補償などの一切の責を負わないものとする。

また、開催前に、地震などの天災その他不可抗力、また主催者都合により2日間とも開催が中止となった場合、出店料は返金する。その他の場合、出店料は返金しないものとする。

18 報告

出店者は実行委員会から指定された方法により実施報告をすること。

19 規約に違反した場合の取扱い

- (1) 各種規約違反の判断は実行委員会が行う。
- (2) 明らかに規約に違反している場合には、理由の如何にかかわらず、即時撤去とする。
- (3) 出店規約違反と疑われるもの、危険と思われるもの、来場者に不快・不安を感じさせるものに関しては、実行委員会が改善勧告を行う。
なお、実行委員会の改善勧告に対し、従わない場合は、出店を取りやめさせ撤去とする。
- (4) 撤去の指示に応じない場合は、強制撤去とし、その費用は出店者の負担とする。
- (5) 撤去によって生じる損害などに対し、実行委員会は一切の責を負わないものとし、出店料は返金しない。
- (6) 規約に違反したことにより、実行委員会が損害を被った場合、当該出店者は実行委員会に対し、当該損害を賠償することとする。
- (7) 強制撤去の措置を受けた出店者及び2回以上改善勧告を受けた出店者は次年度以降の出店の資格を失う。
- (8) 実行委員会の許可なく出店事業者の名義貸しが発覚した場合、名義を貸した側・借りた側双方において次年度以降の出店の資格を失う。

20 その他

- (1) 実行委員会は、関係機関などの指導・協議の上、やむを得ない事態により本規約を変更した場合、各部会構成団体に通知する。
- (2) 本規約に定めるもののほか、必要な事項は別途、実行委員会が定めるものとする。
- (3) 出店者は各種法令を遵守するものとし、実行委員会は出店者の法令違反に関して一切の責を負わないものとする。